

「文化財を守り伝える京都府基金」への御寄附の方法等について

御寄附をお考えの方々へ

御寄附いただいた額に応じ、本誌で紹介している「京都文化体験」に御招待しています。

寄附額	提供する京都文化体験（令和5年3月現在）
1万円以上	祇園祭山鉾搭乗、清水寺夜間特別拝観、知恩院ライトアップ、大河内山荘特別観覧、京都文化博物館特別展内覧会等のいずれか1つ
2万円以上	フタバアオイオーナー・葵祭特別観覧、緑陰講座のいずれか1つ
5万円以上	高僧の直筆揮毫色紙贈呈に加え、上記文化体験のうちお好きな1つにペアで御招待
10万円以上	高僧の直筆揮毫色紙贈呈に加え、上記文化体験の全てに1年間ペアで御招待
20万円以上	西陣織体験に加え、色紙贈呈及び上記文化体験の全てに1年間ペアで御招待

【京都府内に住民票を有する方への注意事項】

京都府内に住民票を有する方には、ふるさと納税の返礼としての文化体験の提供が法律上できませんことを御了承ください。

なお、文化財や文化観光に関する情報を「文化財を守り伝える京都府基金ネットワーク」から情報提供させていただくために、氏名・住所・E-mail アドレス・電話番号を提供することについて、御了承いただきますようお願いいたします。

氏名・住所・E-mail アドレス、電話番号の提供について御了承いただけない方は御連絡ください。

御寄附の方法

以下のいずれかの方法により、お申し込みください。

① 「ふるさとチョイス」HPから

右のQRコードを読み取って閲覧または「ふるさとチョイス」で検索
クレジットカード払い・納付書による金融機関払い等を選択いただけます。



② 電話・FAX・電子メール・郵送により納付書を請求

御寄附いただける旨と、お名前（読み仮名）・住所・連絡先を右記までお知らせください。
後日、納付書を郵送いたしますので、御手数ですがお近くの金融機関で払い込みをお願いいたします。他府県にお住まいの方には、原則として郵便局用の納付書を送付いたしますが、銀行用の納付書を御希望の場合は、予めその旨お知らせください。

※御利用いただける銀行は、京都・南都・みずほ・三井住友・りそな・三菱UFJ・滋賀・北陸・関西みらい・福邦・徳島大正・福井・北国・但馬・池田泉州・みずほ信託の各銀行に限られますので御注意ください（令和5年4月）。

【ふるさと納税制度について】

皆様が「応援したい、協力したい」とお考えの地方公共団体に寄附をされた場合に、個人住民税や所得税の税額控除が受けられる制度です。寄附金のうち、2千円を超える分について、個人住民税所得割額の概ね2割を上限に、所得税と個人住民税から全額が控除されます。

控除を受けるには、原則として確定申告をする必要がありますが、以下の条件を満たす方については、ふるさと寄附金の「ワンストップ特例制度」が利用できます（確定申告不要）。

- ①確定申告や住民税申告を行わない給与所得者、年金所得者であること
- ②ワンストップ特例申請書（第五十五号の五様式）を京都府に提出すること

御注意：特例申請をされても、医療費控除や住宅ローン控除等のために**確定申告を行われた場合**や、**寄附先が6団体以上となった場合**には、**ワンストップ特例の申請は無効**になります。確定申告をされる際には、改めて**寄附金について申告を行ってください**。

文化財こぼれ話

「文化庁京都移転」

様々なものが東京に集中する現状を改め、各地域の資源などを踏まえて地方の「しごと」や「ひと」の好循環を促すため、2015（平成27）年3月、国は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を除く道府県と府県域を超える広域連合に対して政府関係機関の地方移転に係る提案を募集しました。

これを受け京都では、経済、文化芸術、大学、宗教、議会・行政などが一体となって文化庁を誘致し、2016（平成28）年3月、明治以来初の中央省庁移転となる文化庁の京都への全面的な移転が決定しました。

文化庁の移転先となった旧京都府警察本部本館は、耐震化とともに歴史的建造物を保存・活用する観点で改修され、北隣りには文化庁と京都府の機能を併せ持つ新棟が建設されました。

旧京都府警察本部本館の改修にあたっては、京都市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例による保存建造物の登録を受け、文化財的に価値のある意匠や形態等が保存・復原されています。

旧京都府警察本部本館は、昭和天皇の「即位の礼」に合わせ、当時の京都府職員が設計し昭和3年に建設された建造物で、平成30年の基本計画策定時には、この建物は昭和初期の庁舎やオフィスビル建設で登場した幾何学形態の中にロマネスク様式の細密な装飾をちりばめるといふ、新しい手法に沿って建てられたもので、その中にも特に洗練された秀作と有識者から評価されました。

2023（令和4）年3月27日から文化庁の京都での業務が開始されています。



建設当時の旧京都府警察本部の外観

■ 寄附のお申込み、お問合せ ■

京都府文化スポーツ部文化政策室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-4521 / FAX：075-414-4223

Eメール：bunsei@pref.kyoto.lg.jp

こころのふるさと京都

文化財
京都基金

文化財通信 第14号

令和5年3月

京都府文化スポーツ部文化政策室

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

T E L 075-414-4521

F A X 075-414-4223

Eメール bunsei@pref.kyoto.lg.jp